

(様式 5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

(変更)

法令名	温泉法	根拠条項	資料番号	27-3	担当課	薬務衛生課
		19		許認可等の内容		分析施設の登録
○温泉法(抄) (昭和二十三年法律第二百二十五号)						
(温泉成分分析を行う者の登録)						
第十九条 温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設(以下「分析施設」という。)について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならない。						
2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。						
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名						
二 分析施設の名称及び所在地						
三 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能						
四 その他環境省令で定める事項						
3 都道府県知事は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録分析機関登録簿に登録しなければならない。						
一 前項第三号に掲げる事項が、温泉成分分析を適正に実施するに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。						
二 当該申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。						
4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。						
一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者						
二 第二十五条(第三号に係る部分を除く。)の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者						
三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの						
5 都道府県知事は、第一項の登録をしたときはその旨を、当該登録を拒否したときはその旨及びその理由を、遅滞なく、申請者に書面により通知しなければならない。						

(様式 5)

判断基準が法令の定めにより言及されている場合の当該法令の規定

○温泉法施行規則(昭和二十三年八月九日厚生省令第三十五号)

(登録の申請)

第十二条 法第十九条第二項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - 二 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
  - 三 分析施設(法第十九条第一項に規定する分析施設をいう。以下同じ。)の見取図
  - 四 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有することを証する書類
  - 五 申請者が法第十九条第四項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 2 法第十九条第二項第四号の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 温泉成分分析の業務の責任者(次号及び第三号において「分析責任者」という。)の氏名
  - 二 温泉成分分析の業務に関し分析責任者が有する資格
  - 三 分析責任者の温泉成分分析に関する経験及び研究成果の概要
  - 四 その他参考となるべき事項

(登録の基準)

第十四条 法第十九条第三項第一号の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる器具、機械又は装置(これらと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置を含む。)を保有していることとする。

- 一 ガラス製棒状温度計(日本工業規格B七四一一に適合するものであつて、目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)が〇・一度以下のものに限る。)
  - 二 化学天びん(ひょう量が十グラム以上であつて、感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が〇・一ミリグラム以下のものに限る。)
  - 三 原子吸光光度計
  - 四 分光光度計
  - 五 水素イオン濃度計(日本工業規格Z八八〇二に適合するガラス電極法による形式のものに限る。)
  - 六 イオンクロマトグラフ
  - 七 IM泉効計又は液体シンチレーションカウンター
  - 八 水銀用原子吸光分析装置
- 2 前項第七号に掲げる装置(これらと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置を含む。以下この項において「IM泉効計等」という。)については、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、申請者がその旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、保有することを要しない。
- 一 申請者が、IM泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にIM泉効計等を借り受ける旨の契約を締結しているとき。
  - 二 申請者が、IM泉効計等を保有している登録分析機関との間で、当該登録分析機関がIM泉効計等を用いて行う温泉成分分析を申請者に代わつて行う旨の契約を締結しているとき。